

平成29年7月10日
近畿総合通信局

不法無線局の路上取締りで1名を摘発

～大阪府富田林市で警察署と共同で取締りを実施～

近畿総合通信局（局長：関 啓一郎（せき けいいちろう））は、本日、大阪府富田林警察署管内の路上において、同警察署と共同でトラック等の車両に開設した不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、自己の運転する車両に不法無線局を設置していた1名を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

- 1 不法無線局の種別及び局数
不法アマチュア無線 1局
- 2 被疑者の住所及び職業
堺市堺区在住の配送業（33歳 男）
- 3 関係法令及び適用条項
電波法第4条第1項（不法開設）
電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- 4 参考事項
近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先：電波監理部 監視第二課
（担当：道田、辻田）
電話：06-6942-8528

参考

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法市民ラジオ ～テレビやラジオなどを妨害！～

日本国内で使うことのできる市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり、総務省の技術基準適合マークが貼り付けられています。

不法市民ラジオの多くは空中線電力が数ワットで、中には、電力増幅器を付加し、数千ワットの出力にした悪質な事例もあります。

- 〈妨害事例〉
- ・電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
 - ・電子機器(OA機器、医療機器等)が誤作動する。
 - ・漁業用無線が使えなくなる。

旧マークも有効



技術基準適合マーク



不法市民ラジオ送受信機

2 不法パーソナル無線 ～携帯電話などを妨害！～

パーソナル無線は、平成27年11月30日をもって免許制度が終了しており、新たに無線局の免許が付与されることはありませんが、既に付与されている無線局免許については、免許の有効期限が平成27年12月1日以降になっているものが存在し、免許の有効期間まで使用が可能です。

免許があっても、電力増幅器を使用して空中線電力を大きくしている場合やチャンネルを増やして周波数を逸脱したり、パスワードを入力しないと電源が入らないなど無線機を改造している場合は、すべて不法パーソナル無線となります。

- 〈妨害事例〉
- ・携帯電話が使えなくなる。



3 不法アマチュア無線 ～消防・救急用、鉄道用などの重要無線通信を妨害！～



アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

- 〈妨害事例〉
- ・重要無線通信(警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無線等)を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害される。